



平成 18 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役社長 菊川 剛
(コード番号 7733 東証・大証第 1 部)
問合せ先 広報・IR 室長 矢野賢一
(TEL. 03-3340-2111(代))

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 138 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現行定款第 4 条に定める当社の公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告に変更し、また、やむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものです。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものです。
 - ① 当社の定款には取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨の定めがあるとみなされているため、変更案第 4 条および変更案第 6 章を新設するものです。
 - ② 当社の定款には株式に係る株券を発行する旨の定めがあるとみなされているため、変更案第 7 条を新設するものです。
 - ③ 新株予約権無償割当てに関する事項に関し、いわゆる買収防衛策の導入等の場面において必要に応じて株主総会の意思を確認することができるよう、機関決定の選択肢を拡大するため、変更案第 10 条を新設するものです。
 - ④ 株主総会において株主総会参考書類その他株主総会招集通知に添付すべき書類に記載または表示すべき事項の全部または一部について、インターネットの利用により株主の皆様提供できるよう、変更案第 16 条を新設するものです。
 - ⑤ 必要が生じた場合に、取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 24 条を新設するものです。
 - ⑥ 社外監査役の会社に対する責任を一定の限度額内とする契約を締結できる制度を導入することにより、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう変更案第 35 条を新設するものです。
 - ⑦ その他、「会社法」の施行に伴い定款に一定の定めがあるものとみなされる規定を新

設等するほか、定款全般について「会社法」に対応した、用語、引用条文の修正等
 所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 〽 (略)</p> <p>第 3 条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行株式総数) 第 5 条 当社が<u>発行する株式の総数は、10 億株とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> ② 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株主のために必要と認めるときはこの限りでなく、株式取扱規程に定めるところによる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 〽 (現行どおり)</p> <p>第 3 条 <u>(機関)</u></p> <p>第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数は、10 億株とする。</u></p> <p><u>(株券の発行)</u> 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u> ② 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>

(基準日)

第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- ② 前項のほか、必要がある時は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(新設)

(名義書換代理人)

第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

- ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎営業年度終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(新設)

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② (略)

(削除)

(新株予約権の無償割当)

第10条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって決定する。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② (現行どおり)

(新 設)

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第15条 (略)

(選任方法)

第16条 (略)

- ② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

- ③ (略)

(任期)

第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第18条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第19条 (現行どおり)

(選任方法)

第20条 (現行どおり)

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ (現行どおり)

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第19条 (略)

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(新設)

(取締役会規程)

第20条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬)

第21条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第22条 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、商法第266条第19項各号に定める金額の合計額とする。

第5章 監査役および監査役会

第23条 (略)

(選任方法)

第24条 (略)

- ② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(任期)

第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第26条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(取締役会の招集通知)

第23条 (現行どおり)

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第28条 (現行どおり)

(選任方法)

第29条 (現行どおり)

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第27条 (略)

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会規程)

第28条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬)

第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第 6 章 計 算

(営業年度および決算期)

第30条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期とする。

(利益配当金)

第31条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。

(監査役会の招集通知)

第32条 (現行どおり)

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

<p>(中間配当)</p> <p>第32条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</p> <p>② 取締役会は、毎年12月末日までに中間配当を行うか否か、およびこれを行う場合における金額について決議する。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第33条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上